

午後1時零分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、14番平田梯子議員の質問を許可します。14番平田梯子議員。

（14番平田梯子君登壇）

○14番（平田梯子君） 皆様、こんにちは。お忙しい中に傍聴いただき、ありがとうございます。

東日本の大震災の復旧、復興が進むにつれて、政権争いがあります。私どもは冷静に何のための政権争いであるかという判断をしっかりとしないといけないと思っております。

一方、今回の大震災は復旧、復興に至るまで、地方自治体のあり方が問われていると、そう言われておりますが私も昨日実感いたしました。1つは瓦れきの片づけ方に至りましても、宮城県でいくつかの町に行きましたが、分別して金属・木材と分別してあるところと、山のようにこみ積んであるところがありました。だから一緒に片づけてあるところと、まだ片づいていない、これは私はおくれているのではなくって、思い出がみんななくなってしまうから、そこを残してあるのかもしれないという私自身の想像もいたしました。

5月に長野県の栄村の村長のお話を伺いました。ここでは12日、大震災の翌日の12日の早朝4時前後だそうです。震度6弱強の地震が3回ほどあって、しかし、死者はゼロであったという報告を受けました。

2,700名ぐらいの村ですが、一番最大避難時には、避難者が1,600人ぐらいいたそうです。その村長、あとで帰ってインターネットでブログを調べましたら、その人が言っているのは、続く2回の大きな余震で多くの家が倒壊しました。最終的には全壊が33棟、半壊が153棟だそうです。

でも、なぜ死者がゼロであったかという、本震で多くの住民が屋外に飛び出し、だれが外に出ていないのかがすぐにわかったという、本震と余震の間にあつたわずかな時間、この間に住民が協力して救助に当たったことが被害を最小限に食い止めた。

迅速な対応ができた理由の1つに、村独自の施策、実践的住民自治、実践的住民自治が上げられる。過疎地に合った自治を目指し、水田や道路整備などの事業に計画段階から住民が参加する、計画段階から住民が参加するもので、およそ20年も前から続いている。これが死者をゼロに導いたのではないかというブログがありました。

本当に私は国の対策がおくれているとか、県がどうかと言いますが、最終的に私たちの命を救うのは、この私たちの地域であるし、地方自治体であろうと思っております。

その点から、きょうは朝倉市の防災計画について、質問席から質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

（14番平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私は家は原鶴にあるんですが、昭和28年の水害のときに、家の前の堤防が決壊いたしました。本当に見る間でした。堤防の上にコーヒー色の水が流れて、ちょっと堤防から流れて落ちてきたなと思ったら決壊、両方に左右にきて、もう楠がどんどん倒れて六峰館が水しぶきを上げて倒れるし、小野屋が半分に割れて倒れるような経験をいたしました。6年生でしたが、友達が1人犠牲になりました。家族も犠牲になりました。

それから平成3年の19号台風では、私の家は田んぼの中ですから、東南の風を受けてかわらが吹っ飛んで、つい最近まで隣の田んぼにかわらの端くれが残ってました。ガラスも割れました。

朝倉市は比較的こんな災害に安全なところであるという、私たちは認識を持っておりませんが、先ほど前の議員の話にありましたようにハザードマップがつくられておりますが、それを見ますと一番最悪の状態の水害の場合、水深、一番深さのあるところがピンクでしてありましたが、原鶴の放水路とそれから蜷城の地域です。蜷城は筑後川と御存じのように、佐田川と小石原川の水がたまるところです。で、この間見に行きましたら、地域の人はやっぱり知恵を絞られて、ちょっと高台に家をつくられてましたが、私のうちのような前から杷木のほうからずうっとこう決壊して水が流れたときに、朝倉、旧朝倉町、それから旧蜷城のほうはどうなるだろうかという想像もいたしましたが、道幅も狭くてどのように避難経路をするのかっていうことは、これは問題であろうと思います。

一方、皆様御存じのように、耳納連山は活断層といわれています。それから私は杷木ですが、時々、弱震があります。これは東峰村の宝珠山か隣の日田市の大鶴が震源地であろう、1か2の微弱でございますが、あそこも震源地になるということでもあります。

先ほど栄村のことを申し上げましたが、太平洋から離れたところに栄村は陸地のど真ん中であって、こう連鎖的に地殻変動したんであろうと、だから地球という星は私は、今、私は地下でいっぱい動いてるんだなあ、どこに何があるのかわからない、これが何年後かもわからない、しかし、水害はほんのこの間土日に降った雨ですら、筑後川ははんらんいたしておりました。山田堰のところは、本当、怒りたけり狂う水が流れることをよく私は目にしております。

先日そんなことに関連して喜多悦子さんの講演会を受けましたが、その中で災害に対するリスク、被災は地域社会の対応能力強化で軽減できる。地域社会の対応能力の強化で軽減できると言われました。災害時の救済は次のいずれかで私たちの命を守ることが大切である。

1つ目は自助、早く逃げること、自分でできることは早く逃げること。共助、私たちでできることをする。人々の連帯で行うこと。そして公助、行政や外部に助けをもらう。このことで私たちはリスクを少なくすることではないか。でも、そのためには正確な情報と

科学的な判断、そして理性的な行動が大事である。必要である。日頃から備えと訓練が大事であるとも結ばれました。

しかし、備えありでもまだ備えなしという状況でもございます。東日本震災の教訓を踏まえ、防災対策は防災、消防防災課はもちろんのこと、まちづくり行政の危機管理等にも関係することであり、総合的に今後取り組む必要があると私は思っております。

最初の質問は、朝倉市における防災対策と計画の見直しについてですが、朝倉市のホームページを見てましたら、本当に立派な朝倉市地域防災計画が平成18年3月20日にできて、条例ができていたことを知りました。私がきょう申し上げて質問したいことは、全部網羅されていたわけです。

1つ最初に質問させていただきます。朝倉市防災会議条例がありますが、この防災会議は何回、過去行われたのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 朝倉市の防災会議には毎年行っておりますが、今年度については6月2日に行っております。それとあわせて、朝倉市災害対策本部会議についても毎年行っておりまして、5月23日に開催しているところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） それでは、内容につきましては、また重複するかもしれませんから質問のところでさせていただきます。

で、6月2日に行われたとおっしゃってますが、防災対策あるいは計画の見直しの予定はありますか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 直ちにとということではありませんが、まず地震を受けまして県のほうが見直しを行います。対象となるのは当然地震、また津波とか原子力災害のことだと思いますが、直接今回のような土砂災害とか、河川災害ですかね、そういったことは修正があるかどうかわかりませんが、それを受けて見直したいと考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） それでは、実態かつ大事であるということをいつも申されます。実態からどうするかっていうことで、その実態のことについて質問をしたいと思いますが、今回は4点について結論をいただきたいと思います。

1つは、避難所の住民への周知の徹底について。2つ目は要支援者のリストアップと取り組みについて。3点目は、防災会議へ女性の参画。女性の視点からの避難所のあり方、復旧のあり方。そして4点目は、行政の危機管理について。このことについて、いい御回答を得たいと思っておりますが、まず実態ですが、現状をどのように把握しておられるか具体的にお尋ねします。

1番目は、13番議員の質問にありましたが、ハザードマップが各行政区に配られました。公民館に張ってあります。でも、この公民館を使うのは年に二、三回でございます。区会長会議、区の常会をして。また、土砂災害危険箇所図も張ってありました。このハザードマップ、危険箇所図はどのような経過で作成したのか、配付はどのように行ったのか。

また、住民は認識できているととらえていらっしゃいますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 議員のお尋ねの件ですが、まず現状であります、まず最初にハザードマップについてです。

午前中の議員の回答にも言いましたが、河川の浸水想定区域、150年に1度の大雨を想定いたしております、朝倉市洪水ハザードマップをつくっております。22年から24年までかけてつくるわけですが、まず、済みません。間違えました。

ハザードマップについてはつくっております。対象となるのが筑後川と佐田川と小石原川です。まず、6月に、21年6月に作成いたしまして、区会長、公民館、小中学校配りましたが、その周知の仕方が行政的にはあってはいけないということではありますが、まず市としてはそういったところに配付して掲示していただければ、周知したものかと思っております。

ところが、今も議員言われるように、末端まで情報がおりにないかという回答にはならないかもしれませんが、議員がいつも言われております情報の共有が特に必要だと思っております。今回こういったことについては、機会をとらえて勉強会をしなければいけませんし、そういった反省も踏まえまして土砂災害の分については、土砂災害の区域については、午前中と同じ回答になると思えますけど、22年度から取り組みまして既にできた分があります。それは危険度の高いところについてつくったわけですけど、各地域に、自治会に図面とかは航空写真とか配付いたしておりますので、それを周知させるのができていない状況であります。

こういったことについては区会長、区会長理事会と、または地域区会長会の機会をとらえて説明したいと考えております。また、きめ細かに指導しなければいけないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私も杷木のみならず、あちこちでちょっとそれを「避難所はあなたどこにあるか知ってますか。」っていうこと聞きましたけれども、100人ぐらいに聞こうかと思ったけども途中でやめました。イエスと答えた方はほとんどいらっしゃいませんでした。

先日は民生児童委員会で聞いたけどだれも知らなかったと。というのが、その前に、前の安陪議員だったと思いますが、避難所には看板を立てておけば何も話し合いをしない、視覚で訴えておけばいいのだ、看板を立てたらいかがかってという質問をなされたことが、

あるいは提言をなされたことを覚えておりますが、今、避難所であるという看板を立ててある場所がありますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） ただいまの御質問ですが、看板は立てておりません。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 区の常会にも行かない者もいますし、公民館をのぞかない者もいます。道を通りすがらあるいはPTAの会合で学校であれば、あるいは生涯学習とか老人会で行って、それを目にしておけば人づてに伝わると思っております。

私はぜひ看板はいるのではないかなあという思いもいたしておりますが、それから次ですが、小中学校が避難所になっているところがございませけれども、管理者である校長あるいは職員はそれは知っているのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 災害対策の関係でありますので、私のほうから回答させていただきます。避難所に小中学校がありますが、管理者である学校長及び教育委員会は知っているのかという御質問であります。

避難所については毎年度、出水期前に災害対策本部会を開催いたしてございまして、避難所等の確認を行いまして、意思の疎通を図っております。このことから避難所となっている小中学校へについては、教育委員会等通じまして、管理者である学校長へ通知されております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 避難するときはわりと夜間なんです。それとか、例えば私の久喜宮小学校の体育館を考えますと、体育館だけ離れていてそこにはお便所がない、お便所に行くのには職員室のほうの戸を開けなくてはいけないとか、いろんな問題があります。その件について、私本当にこれでいいのかなっていうことを今思っております。

次にいきます。自主避難から、勧告指示避難場所が異なります。ハザードマップに書いてあるこの一覧表ですが、この広報紙にも書いてございました。これは自主避難の場合幾つか丸がつけてあって、避難勧告指示の場合幾つか丸がつけてあります。この場所の選定の基準はどういうものでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 消防防災課長。

○消防防災課長（末次一夫君） 自主避難と避難勧告の避難場所の違いですけども、合併前からの引き継ぎで指定をさせていただいていると、それぞれ合併前の各市町のときの状況を踏まえた形で、今も継続しておるわけなんですけども、自主避難のときは避難される方の人数の分で定めてございまして、避難勧告、避難指示につきましては、こういった災害に対して避難勧告出すかということもありますけども、旧甘木市のほうであれば、自主避難の避難所の中で各校区の公民館がありますけども、避難勧告、避難指示を出した場合に

は、できるだけ広い施設のほうに避難していただいて、行政からのいろいろな施策っていいですか、食料とか飲料水のほうを配送すると、というようなことで小中学校の体育館ないし大きい施設のほうを避難勧告のときに使うようにしております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） わかりましたが、合併前のおりだからそうなのかと思えますけれども、旧甘木市はそうのように細やかな公民館などで、非常に私もいいと思っておりますが、杷木の場合は逆なんです。小中学校は避難勧告指示の場合で、自主避難の場合は遠くの楽邑館まで行かなくては行けません。本当にこのあたりの検討がされて、機能的な避難所ができていのかどうかという疑問を感じております。

その次の質問に移ります。災害時の移動困難者、言いかえると自力避難が困難な要援護者、例えば高齢者のひとり暮らし、先ほども話がありましたが、高齢者の二人暮らし、日中一人になる高齢者、難聴の人、目の不自由な人、在宅介護を受けている人などの人数リストアップと情報伝達の試算については、実態をどのように把握していらっしゃいますか。と申しますのは、先ほど申し上げました朝倉市地域防災計画の第4節避難計画の110ページに、避難準備情報としては市は一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障害者等の避難行動に時間を要する災害時要援護者が迅速に避難できるよう、あらかじめマニュアル等に沿った避難準備情報等の伝達を行うがあります。

これからして、当然リストアップの必要があると私は思いますが、その点について質問をいたします。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 災害時の要援護者と思われる方の数ですが、まず数から申し上げます。6月1日現在ですけれども、ひとり暮らし高齢者が2,757人、それから高齢者の二人暮らし、これが2,311世帯、それから介護度が3以上の方、これが、これは5月1日現在になりますけれども1,126人、以後は推計になるんですけれども、認知症高齢者約1,600人と推計しております。それから寝たきりの在宅高齢者、これが約800人です。それから重度の障害のために移動が困難と推測される方、これが約900人と見ております。ですが、当然この中には2つ、3つ重複しておりますので、これを足し合わせた数が純粋な要援護者というふうにはならないということでございます。

それから、緊急時の情報の伝達手段ということですが、当然、防災無線それから有線放送、これでお知らせするわけですが、この手段ではやっぱり聴覚に障害がある方には伝達はできませんので、こういう方につきましてはファックスとか電子メールですね、そういうふうな手段を使うというふうに考えております。

緊急を要する場合に消防署へ通報する手段として、ファクシミリを利用する制度があるんですけれども、消防署にこれは事前に登録するということになりますけれども、この制度に登録された方につきましては、市からの緊急時の連絡にも活用させていただいております。

す。

今のところ在宅の要援護者に対して、情報伝達的手段とか、だれがだれをどのような手段で避難場所に移動させるかとか、そういうことが大変計画が未作成でございます。これは行政だけでは大変対応が難しいこと、問題ですので、今後コミュニティとか住民の皆さんと一緒に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） こんな要援護者がすべて被災に遭うとは思いませんので、実数としては驚くような人数ですけれども、だれがどこで被災に遭うかわからないので、先ほど部長がおっしゃったように未策定なので、今後コミュニティとか民生児童委員を中心になさると思いますが、そのときにはぜひこの実数を、本当にこんなに私たちは要援護者がいる実態をぜひ示していただきたい。できれば行政区ごとに示して、もちろん個人情報ですので確実な方に示してほしいなと思っております。

それから防災無線ができるときに、先ほどおっしゃった難聴の方には、ファックスなどの措置をとるよにということを委員会で申し上げておりましたが、もう徹底しているのか徹底していないのかわかりません。私はぜひ徹底してない人が一人でもいらっしやったら、やっぱり個人情報行政が持ってらっしやいますので、私どもがつけませんかじゃなくて、行政のほうから働きかけをしていただきたいと思っております。

その次、目の不自由な人のガイドはだれが行うのか。この防災計画によりますとだれが行うのか、目の不自由な人のひとり暮らし、二人暮らしの世帯も朝倉市内にはあります。そのことは配慮されているのでしょうか。もうそこは考慮された計画化されているのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 消防防災課長。

○消防防災課長（末次一夫君） 目の不自由な方につきましては、防災無線を入れるときのお話としましては、各家庭に個別受信機というようなお話がありましたけれども、現在のデジタル化されました防災無線では、朝倉市のように山間部を多数有している場合には電波障害の関係ありまして、今はその電波障害を解消するような機器の開発を待っているところであります。

ですから、この分につきましては、目の不自由な方につきましては、避難するときにもやはり自分お一人あるいはお二人では避難できないと、というようなことがありますんで、先ほど議員のほうからありました自助、共助、公助、災害のときの対応につきましては、そういったことが非常に大事になってきますんで、今後はそういった自主防災組織、隣近所の助け合い、これがなくてはとても消防団1,000名近くおりますけれども、なかなかそういう各御家庭にまで助けに即座に行けるという状況にはありませんので、そういう隣近所の助け合いの自主防災組織の育成に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 先ほど、村上議員のときにお答えしましたけれども、要援護者見守り支援ネットワークというのを立ち上げることにしております。

この中で要援護者の所在地はもちろんですけれども、そういう情報とか、そうですね、だれがどこにどのようにして行くか、そういうことも含めて計画、個人情報ではありますが、そういうのを一元化してみんなで共有していくように、そういう形をとりながら個人別の計画も立てていく予定にしておりますので、その中で対応したいと考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ということは、今はまだそれができてないという実態ですね。じゃあ、それではその要援護者の掌握の第一歩である見守りネットワークが2年次を迎えたと思います。これは市、社協に委託された分ですね。昨年度が3カ所で今度が4カ所でしたかしら、地区ですね。この進捗状況はどのようでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 社協に委託して見守りネットワークというのをやっているわけではございませんで、見守りネットワーク現在行ってあります分は、それぞれ民生委員さんの活動とか、老人クラブの方、それから社協も中心になっているんですけれども生き生きサロンとか、そういうことをそれぞれにやっていただいておりますので、これをですね、これがきれいにネットワーク化されてるかっていうと、それは非常に弱いところがございます。そういう状況でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 一つの形としては規定できないかと思っておりますけれども、人を知るという情報交換の場ではあると思っております。人と人をつなぐ組織をつくっているのではないかと私は思っております。それは、それでは最初申し上げましたように、やっぱり災害に当たっては自治体の取り組みが一番大事であると思っております。るる実態についてお尋ねしましたが、やっぱり防災対策の見直しは必至であると思っております。

で、この防災計画が地域計画が本当に住民でつくったのであるのか、委託されたものであるのか、そこらあたりが問題であろうと思っております。本当に立派な、あとで申し上げますが、国よりも先立っていいようなことが書いてございました。読み返すと、ああ、いいなあと思いつつも、私たち住民にはその情報は届いておりませんでした。

今までの実態をお尋ねしましたが、実態の把握から課題は何であると思われておりますか。まず、避難場所、避難所の住民周知の方法、それから要援護者の掌握、リストアップ、台帳づくり、それから情報伝達の方法、そのようなことも考えられると思っておりますが、具体的にもうちょっと見直しはどのように行うべきか、べきだと考えていらっしゃるでしょうか。お考えをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 議員言われますように、福岡県の見直しについては先ほど言



いましたが、それ以外にやっぱり朝倉市独自の手づくりの、的見直しが必要じゃないかという御意見だと思います。私自身も避難所については、高齢者とか障害者、妊産婦、乳幼児とか病気の方とか、そういったところが若干、若干というか足りない分があるかもしれません。

そういったことについては、絶対見直しをしないんじゃないかと、検討はしなければいけないかと思います。そのとき、今回の震災が大きなきっかけになりますので、また私たちも勉強いたしまして検討して行って、またよりよい計画になればいいかなと思っております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 先ほど避難場所についてお尋ねしましたが、自主避難の場合と避難勧告指示の場合、責任の所在をはっきりするためにこのようにしてあると思いますが、住民としましては自主避難であれば、やっぱり近くのほうがいいと思うわけです。私の家の地形的なことから考えますと、志波とか松末は途中でがけ崩れがあったら、らくゆう館まで来れないと、タクシーも雇えないと、もうちょっと実態に則した避難場所の検討も必要であろうと私は思っております。

実際そこに行かれて避難場所を決定される。ハザードマップもこれは私は本当に市の方が、消防防災課が足で稼ぎながら住民の実態を追って、過去の水害の状況とかそういうのをお聞きになってされたものか、この間聞いてましたら蜷城には屋根の上から舟がつってある家が何軒もあったと、ああそうかと思いました。

それから今度の志津川の地域の漁民は先祖から津波があったら沖へ逃げよと言われて、帰ってきたのが3日後だったという話も聞きました。そういう知恵を、ただ科学的に判断しただけじゃなくて、そういうことも踏まえて私は住民の意見を聞きながら、避難場所の決定、徹底をする必要があるのではないかと思っております。

で、次にいきます。避難所に必要な要件は何だととらえていらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） だれですか。消防防災課長。

○消防防災課長（末次一夫君） 避難所ですけども、避難所に求められる機能、理想的な部分ではありますけども、耐震構造はもちろんのこと、電気、自家発電などの非常時の電源等を有している、あるいは給水これも停電時に使用できる、トイレであれば身障者用がある、あるいは給食設備でありますとかシャワー等の入浴設備、空調設備、バリアフリー化などが考えられます。

で、今、避難所の設けておりますけども、そういった避難されて来られる方の中で授乳が必要であるとか、高齢者の方のおむつの交換が必要とか、発達障害児等の方がおられる場合には、避難所の会議室等を使用あるいは間仕切り等を使って設けて行うというような検討を、今後行いたいと思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございます。あり方に関しては十分考慮されているようです。朝倉市の地域防災計画の中でも、避難場所の開設について述べられてまして、災害時要援護者に対する配慮や、長期化する場合の避難所運営についても、男女のニーズの違いと男女双方の視点に配慮が述べられています。

先ほどおっしゃった授乳の場所とか、それからおむつの交換の場所とか、その他要援護者のことなども述べられていますが、発達障害児はたくさんみんなの中に入ってきますと、どうしても興奮して大きな声を上げて走り回るとか、それから赤ちゃんがはいはいして奇声を上げたり、時ならぬときに泣き出したりする、そんなときにゆったりできる場所が必要であると私も思っています。で、このことに関して先ほど小学校なんかを借りたときに、本当に別の部屋も貸してくださるかどうか、そのあたりの避難所としての考え方があるのかどうか、教育委員会との話がされているのかどうか、考慮されるようなことがあるのかということをお尋ねしたかったわけです。

実は、女性の視点を避難所に入れてほしいというのは、去年の12月に閣議決定されたわけです。それに先だって朝倉市ではこの男女のニーズに応じた避難所ってということが書いてあるから、おお、すごいなど、私は思っていました。

でも、そのときになったら私はやっぱり排尿とそれから食べること、授乳に関しては命にかかわることですので、十分配慮されて抜かさないように書いてはあるけれども、実際はかかわった人がわからないとか知らないとか、何でそんな面倒なという状況が起こらないようにしていただきたいと思っております。

それで、最初に申しあげました防災会議のメンバーにあるいは幹事やあと推進委員でしたかしたら、委員会がごさいますね、その中に女性の参画、参加者は何名であるか、参画率はどのようになっているかお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 女性のメンバーについては現在ゼロでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 先ほど申しましたことで、やっぱり自分が先になりましてなかなかそこまで考えが及ばないことがありますし、困っている母親とか相談できるのは、例えば今度も避難所で「着がえる場所がないから、着の身着のままよ。」と言われたりしました。

女性には女性の特有の生理があつたりします。だからその観点から意見を述べるために女性の委員がぜひ必要であると考えております。市長、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 平田議員、言われるのごもつともであります。ましてや女性の人

も入れるということで、市の計画の中にうたっておるのであれば、当然女性がその中に参加するということは、当然のことであろうというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 今後私はこの計画の見直しをなさるときに、ぜひ実態に応じてそして機能的に、本当に人の動きがわかるような見直しあるいは会議をしていただきたいと思います。で、それに関連しまして女性の参画もぜひ入れていただきたい、条例改正をしていただきたいなあと思っております。

次、3番目ですが、その中で要支援者の問題がありました。先ほど部長からおっしゃったように朝倉市の要支援者見守り支援ネットワークの作成に期待をいたしております。これは1日でも早くできることを願っているのですが、協議会推進の構成メンバーに女性や障害者の、障害のある人は何人いますか。最初から当事者を入れておくべきだと考えています。お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 朝倉市要支援者見守り支援ネットワーク協議会というのは、来月7月27日に設立の会議を開催いたします。

この中のメンバーですけれど、庁内は福祉部局、防災部局それからコミュニティ推進室があるんですけども、部外としては朝倉警察署、甘木・朝倉消防署、コミュニティ振興会長、区会長理事会、民生児童委員協議会、身体障害者福祉協議会、ボランティア協議会など15の団体でございます。

お尋ねの構成メンバーの中に女性が何人いるかということですが、2名が今のところ名前が上がってきております。具体的には朝倉市の社会福祉協議会ですね、それからボランティア連絡協議会、この2人の女性です。それから障害者の立場といたしましては、朝倉市身体障害者福祉協会から会長1人出ていただくようにしております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 障害に関しましても、私が申すまでもなく、いろんな障害がおありの方がおられると思います。

だから身体障害者、心身障害者など、身体障害に関しましても、目の不自由な方、耳の難聴の方それから四肢の不自由な方とかいろいろありますので、それから障害者の親の会とか障害者本人とかいろいろありますので、なるべく数多くの方を私は入れていただきたいと思います。もうこれは一応連絡済みで会合が開かれると思いますが、今後のまたもう一つの会議が、実際に行う会議があるときには、ぜひ、お願いしたいと思います。

ところが、7月の計画の中に業者とのプロポーザルとありますが、これは委託するわけでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（釜堀文男君） 朝倉市要支援者見守りの構築について、本年度から

取り組もうという中で3つの柱を考えております。

1つは要援護者、情報関係の台帳の整備が1つです。2点目がシステムの整備、システムについてはいろんな要援護者の情報、高齢者、障害者の方の情報を、まず基本的には同意をされた方の情報をシステムの中に入れ込む作業を考えています。3つ目が、先ほど部長が申しました組織化ということで、朝倉市要援護者見守り支援ネットワーク協議会という全市的な包括するような組織です。その3点です。

ですから、今質問にあるシステムについては、今後、市として業者を選定する作業に移りながら、個人情報の問題をシステムの中に入れ込むという作業を進めていくようにしております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 3つの整備は期待いたしておきますが、一番もう、何て言うんですかね、見守り、今までの見守りネットワークと違うのは支援ネット、支援がついているので、だれがだれを支援するのか、そこまで行政が情報を持ちながら、その住民に支援する体制を持っていかれるということですね。

その点が私はスムーズにいかれるように、行政、例えば多分私は防災計画は委託されたんではないかなあと思いながら読んで、あれだけの膨大なものを私たちのところにわからなかったっていうことは、そのような二の足を踏まないように、ぜひ住民のものにしたいと思っています。

で、その見守り支援ネットワークでの行政と住民の役割についてはきちんと整理、今の段階で整理されているのでしょうか。つまり、住民にできること、行政でなければできないことがあります。あると思います。

福祉事務所、地域包括支援センター、民生児童委員などではその点について、行政のすべきこと、住民のすべきことっていうのは整理されているのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 要援護者見守り支援ネットワークにつきましては、先ほど課長も申しましたけれども、要援護者見守り台帳の作成、それから見守りシステムの導入により、災害犠牲者ゼロ、無縁死ゼロを目指していきますけれども、あくまでも住民主導行政支援方式でと考えております。

行政の役割でございますけれども、朝倉市全体の要援護者見守り支援ネットワークを立ち上げることと合わせて、今はまだきちんと組織されてないと先ほど申し上げました、地域のネットワークでございますけれども、そこをきちんと組織する形、支援する形で組織しながら、相互に連携を取りはかってより細かな見守り組織というのを実現していくというふうに考えております。

市全体の要援護者見守り支援ネットワークにつきましては、介護サービス課が事務局として担当いたします見守りシステムの機能として、先ほども申しました要援護者台帳処理、

地図機能、個別支援プラン、災害時安否確認処理、見守り支援記録処理、防災カード作成などを考えておりました、このシステムをうまく活用するために、住民の皆さんと共同で作成して、データについては介護サービス課が管理していくというふうに考えております。

それから住民の方の役割ということですが、まず、災害時に迅速に安否確認や避難誘導が行えるように対象者を把握しておく必要がございます。そのために要援護者見守り台帳の整備、それを進めていきます。そこで各地域の住民の皆様には、この趣旨を御理解いただいて台帳作成に御協力をいただくということです。

また、先ほど申しました見守りシステムの作成にも御協力いただいて、情報を共有しながら地域の実情に合わせて、実際にそれぞれの地域で見守りをさせていただくということになります。

初めに申しましたように、あくまでも住民主導行政支援方式でと考えております。行政は各団体のいろんな機関と地域とコーディネート役をいたしますけれども、基本的に住民の皆さんの自助の精神、それから共助の精神が求められるというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） ありがとうございます。その行政の支援の部分で最初実態を、リストアップされた実態を出されましたが、いわゆるそれをつくらなければいけない住民の意識づけ、これは私は行政の役目であろうと思っています。

なぜこの支援システムが必要なのか、朝倉市はこんな実態であるので、私たちの命を守るためにはやっぱり地域づくりが必要である。そのためには今民生児童委員の人が、病院にも張ってあるように民生児童委員が調査に回っていますと、本当に65歳以上のおひとり暮らし、二人暮らしの家庭にもう足しげく通って来て、御自分で情報とっていただいておりますが、やっぱり個人情報としてはとれない部分がある、これは行政しか持ってらっしゃらない部分がある。だから、その突き合わせをぜひしていただきたいのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（釜堀文男君） 議員がおっしゃいますように、なかなか今要援護者台帳作成という取り組み中で、個人情報の問題がどうしても絡んできます。

なおさら障害を持ってある方、もしくは認知症とかいろんな問題がある中でやはりオープンにされない方、こういった方々の情報をどういうふうに行政も一元化して、地域の中にどういうふうな形でその情報を提供できるか、ただ一つ考えているのはもう同意をしていただく、ですからまず自助の精神でオープンにさせていただく、だからそこには先ほど議員がおっしゃるような理解、なぜ要援護者台帳つukらないかのか、支援体制をつくるのかという、その意識をやっぱり、意識と言いますか考えを、きちんと考えていただく中で取り組むというのが、やはり住民、行政の共同のまず一歩かなと思っています。そういう

ふうな取り組み方で今後取り組んでいこうと思いますけど、いずれにしても引きこもりとか情報隠さないかん事情のある方もおられますんで、そのネットワークをどういうふうな形で、いろんな情報伝達も含めて把握するののかというのが、大きな課題でもございます。以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 大変な御苦労だと思いますが、ぜひ実現してほしいと思います。もう一つだけ質問させてください。

私が知ってる視力障害者の方は65歳未満で、おひとり暮らしなんです。地域包括支援センター介護保険対象ではないんです。そういう方が地域包括支援センター、私は介護保険まあ対象者と思うんですが、何て言うんでしょうかね、65歳未満の方で身体に障害を持ってらっしゃるとか、いろんな方がいらっしゃると思いますが、この人たちも地域包括支援センターでリストアップされるんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（釜塚文男君） 要援護者の範疇の中には、いろいろ考え方がございます。災害対応の中で、今全体計画の中で介護度3以上とか、年齢的には70歳以上の方とかいろんなことありますけど、いずれにしても基本的には仮に65歳以下の方であっても、例えば難病をお持ちの方、いろんな心身状態が悪い方、こういった方々が基本的には同意をしていただければ、その情報を行政に提供していただければ、そういったその情報を、個人情報保護しながらいろんな中で支援のほうにも生かしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） じゃあ、地域包括支援センターで要援護者はまとめられるという理解でよろしいんでしょうか。

それではこの件に関する最後の質問です。まあ村ごと移転するとか、村の役場が流れるとかいろいろあったんですが、その中で災害に対する危機管理についての質問です。行政が保有されている重要文書、住民の情報などはどう担保されているのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 行政が保有する重要文書ではありますが、今回東日本大震災でも役場ごと津波で喪失したところがあります。

朝倉市としてはそこまでいかないわけですけど、重要文書については紙ですね、紙を主体とした文書仕様については担当課または書庫のキャビネットで保管をいたしております。そのうち特に重要な物については、外部の団体との協定書等についてはコピーを担当課が持ちまして、原本については会計課の中の耐火金庫がありますので、そちらで保管をいたしております。

それと同時にデータのほうが一番関心があるかと思います。住民の個人情報など入って

おりますが、そのデータの取り扱いについては、ごく一部を除きまして本庁ではなくNTTの、NTT甘木ビルの中にスペースを借りて、そこで一室で保管しております。建屋内の立ち入りについては、2種類のカード認証によりましてセキュリティーが保たれておりまして、建物自体も耐震化が図られておるところです。データ自体のバックアップについても、毎日終業後同じくNTT甘木にありますビルの中でバックアップキーをとっておるところでございます。

今回のような大震災クラスの災害がきた場合については、今のままでは不可能で、対応が不可能ということでもありますので、また今回別の場所にバックアップをとる仕組みを考えなければいけないかなと思っております。幸い、朝倉支所、杷木支所、耐震化が進んでおります。まずは朝倉支所内の機械室、電算室がありますのでそこで専用のハードを設置することも考えなければいけないかと思っております。

そういったところで行政が保有する重要文書、データ、個人の情報ですけど、そういった物も対応したいと考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） それでは、この建物、本庁の耐震度についてはどうなのか。それから市のブレンである人材の安全性についてはどのように考えてらっしゃるでしょうか。市長、お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） いわゆるこの市役所の耐震化についてどう考えておるかということとは、この市役所昭和47年ですか、ぐらいたったと思いますが建設されておりますんで、もう40年ぐらいほどたつわけです。ですから、その後の耐震の基準には合致してない建物だということが言うことができます。

で、何度もお尋ねがございました、市庁舎のこの庁舎の建てかえについて、市長はどう考えるんだということでもありますけれども、そのときにもお答えしておりますけれども、現在のところは私としては考えておらないと、現在はですね。

それ以前に小学校ですとか、そういった公的な建物がまだ耐震基準に合致してない建物がありますんで、先にそちらをやらせていただきたいということを申し上げさせていただいております。

人的いわゆる職員側の話でしょうが、職員が被災に遭って命がどうなるかと、私も、私も含めて、私はもう自分でもうしようがないなと個人的には思っておりますけれども、まずそれよりもよそのをやったほうがいいのかと思っておりますんで、そういったことがないことを望む次第であります。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私は市長の思いもわかります。けれども、やっぱり科学的に判断して、本当に危険であれば私はそれは住民にきちんと説明をしながら、この耐震化並びに

建てかえとかしてはという考えであります。

特に何か1階の向こうのほうは鉛筆が転がる、本当かうそかわかりませんが、もっともっと私はきちんとした調査を行いながらやらなければ、自分たちの住むところだけよくして学校が先であろうという、そういうことではなくって、矢を受けてでもこのことについては、きちんとした解決策をとっていただきたいと思っております。

それから、それでは最後4分になりましたが、朝倉市における節電対策について、いろんなもう私が申し上げるまでもなくこの夏がピークであろうと思っておりますが、庁舎内の節電対策について、それから2番目、市としての具体的な取り組みを何か考えてあったらお答え願います。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 庁舎の節電対策について、私のほうから回答させていただきます。もう庁舎に入られて気づかれたかもしれませんが、かなりの節電をいたしております。かなり昼間は、昼間回られたらわかると思います。真っ暗ということでもあります。

まず、庁舎内の節電対策といたしまして冷房対策、例年6月1日から9月末日までをクールビズといたしておりましたが、ことしは前倒し、そしてあとのほうも延ばしております、5月16日から10月末日まで延長いたしております。設定温度もかなり高い28度に設定いたしております。使用を極力抑制しているところでございます。

照明についてでございますが、窓際、廊下、トイレの蛍光灯の間引き点灯いたしております。昼間、昼休み時間の不要な電気の消灯、パソコンはもちろんですけど、電源を切断いたしております。自動販売機等の照明についてもわずかな消費電力かもしれませんが、そういったところで消灯をいたしております。深夜の消灯にも依頼しているところでございます。当然であります、職員のエレベーター利用については自粛しております。以上でございます。

市としての考えというのは、環境のほうから回答があると思います。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） 市としての節電対策に対します取り組みでございます。具体的な取り組みといたしましては、7月1日号の「広報あまぎ」によりまして、家庭でできる節電対策の具体的な事例を掲載をしたいというふうを考えておりますし、あわせてまして市のホームページにも経済産業省へのリンク等含めてより詳しい情報の掲載を予定しているところでございます。

あわせてまして、本年度から実施をしております環境家計簿の取り組みについては、市民の皆様エコライフの推進とか、省エネ意識を高めてもらうということを目的にしております関係で、そういった意味では市民の皆様により一層節電の意識を高めてもらうために、この環境家計簿のさらなる普及に努めてまいりたいというふうを考えております。以上でございます。



○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ぜひ、市民がその気になるように、私たちも気をつけているんですが、朝倉市はこれをやってるんだあつていうアピールは、あちらこちらでやっていただきたいと思います。

買い物バッグはどうかということでしたましたが、かなり買い物バッグはみんなもう持参するようになりました。やっぱり私たちはずうっとずっと継続することが大事であろうと思っております。

それから自動販売機についてでございますが、依然、原子力発電所1基分ぐらい日本国中したらあるよということを知ったことございます。これは私たちの体の安全性と節電それから原子力発電、もう飲み物の安全性と、原子力発電の安全性と考えたときどうであるかということ、これはまた時間をかけて皆様とともに考えたいと思います。このことについては私は本当に考えなくてはいけない、田んぼの中にすらあるけれども、あれが安全なのか1カ月置いたままなのが安全なのかということも考えなくてはいけないと思っております。

時間がきましたから、きょうはこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後2時零分休憩